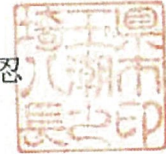


八潮都発第129号
令和3年8月5日

公益社団法人 全日本不動産協会
埼玉県本部 県東支部
支部長 西村 義雄 様

八潮市長 大山 忍



屋外広告物適正化旬間における取組みについて（依頼）

日頃より、景観行政の推進について、特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、屋外広告物の適正化に向けて国土交通省では、毎年9月1日から10日を屋外広告物適正化旬間と定め、様々な取組みを実施しております。

本市における違反屋外広告物については、市及び市民ボランティアにおいて定期的に除却作業を実施しており、この除却作業で最も多く回収されているのが、宅地分譲の現地へ案内するはり紙等となっています。

つきましては、宅地分譲の現地案内を含めた不動産売買に関する全般の屋外広告物の掲出や各事業所店舗における屋外広告物について法令遵守するよう会員の皆様に周知くださいますようお願いいたします。

今後とも良好な街並み景観の形成に向け、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

八潮市役所 都市計画課
景観デザイン係 泉
TEL：048-996-2111（内線 346）